

AIQoo(アイキュー) 申込書

申し込み日: 20 年 月 日

契約開始日: 20 年 月 日 ~ 同月末日

【利用可能項目(パッケージ)】

AIQoo(アイキュー)Workspaceで利用可能な全てのGPTs(GPT Builder)及びChatGPTチームの有料機能
【備考】

- 契約期間中に解約の申し出がない場合、契約は自動的に同期間で更新されます。
- 月途中までのご契約・ご解約においては、日割り計算は適用されません。
- 支払期日: 翌月分の料金を毎月25日までにお支払いとなります。
- 契約開始日における当月分の料金は、ご利用開始時にお支払いいただけます。
- アカウントは申し込み頂いたメールアドレスに送信されますのでご確認お願いいたします。

【申込記入欄】上記の見積及びAIQoo利用約款の内容を承諾したうえでサービス利用を申し込みます。

契約者情報	企業名				印
	所在地				
	代表者	役職		氏名	

【同意確認欄】

第4条の以下の項目を確認し、同意しました。

- 「チームメンバーを追加する」タブの使用禁止
- 1店舗1アカウントの原則

署名: _____

AIQoo(アイキュー)利用約款

第1条(本約款の目的及び利用契約の成立)

- この約款は、(以下「当社」という。)が提供するAIQoo(アイキュー)(以下「本サービス」という。)の利用を目的とする業務効率支援サービス利用契約(以下「利用契約」という。)の内容について定めたものである。
- この約款は、当社の定める手続にしたがい本サービスを申し込み、当社が申し込みを承諾した者(以下「利用者」という。)がこの約款の内容に承諾した時、または利用者が本サービスを利用した時のいずれか早い時点から、利用者及び当社に効力を生じるものとする。
- 利用者が、当社の定める手続にしたがって本サービスを申し込み、当社が当該申し込みを承諾する旨の意思表示をした時点で、利用者と当社との間で、この約款の内容による利用契約が成立するものとする。

第2条(本サービスの内容及び利用期間)

- 利用契約に基づき、当社が提供し、利用者が利用することができる本サービスの内容は、利用者が記載したAIQoo(アイキュー)サービス利用申込書(以下、単に「申込書」という。)の「利用可能項目(パッケージ)」欄記載のとおりとする。
- 利用契約に基づき、利用者が本サービスを利用することができる期間(以下「利用期間」という。)は申込書の「契約開始日」から「契約終了日」までの期間(「契約期間」記載の期間)とする。

第3条(利用料金及び支払方法)

- 利用者が当社に対して支払う本サービスの利用料金は、申込書の「金額」欄記載のとおりとする。
- 利用者は当社に対して、前項の利用料金を、申込書の「金額」及び「請求時期」欄記載のとおり、当社の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。ただし、振込手数料は利用者の負担とする。

第4条(本サービス利用に関する留意事項)

- 利用者は、利用目的に従って本サービスを利用する。
- 当社は、利用者に対して、管理者及びその承認するサービス提供者を除き、許可された者以外に閲覧、編集及び発行等を行う権限を認めない。閲覧、編集及び発行等を行う者は、閲覧者及びその承認する者に限る。
- 当社は、営業活動の範囲内において本サービスに関して、当社の責任のもと、当社と利用契約または業務提携契約を締結した者に対して情報を提供する場合がある。
- 以下の行為を禁止事項とし、利用者が違反した場合、違約金を請求するものとする:
「チームメンバーを追加する」タブの使用
利用者が許可なくメンバーを招待した場合、契約違反とみなし、以下の金額の違約金を請求する。
招待から24時間以内に自己申告があった場合: 33,000円(税込)
自己申告がない場合: 55,000円(税込)
1店舗1アカウントの原則
1店舗1アカウントの利用を原則とし、複数店舗で1アカウントを共有する行為や、パスワードを同一店舗以外の者と共有する行

- 為は禁止する。これらの行為が確認された場合、特に悪質と認められるケースでは、違約金を請求する場合がある。
- ChatGPT Teamプランの仕様により、登録するメールアドレスは他の登録済みユーザーに閲覧される場合がある。そのため、利用者は閲覧されても支障のないメールアドレスを登録するものとする。
 - 利用契約の期間中、利用者が本サービスの全または一部を利用したか否かを問わず、利用料金の減免はされない。
 - 利用者が本サービスにおいて支払った利用料金は、理由の如何を問わず、一切返金されない。
 - 当社は、本サービスの提供に際して開示する情報の正確性、適時性、非害性その他一切の事項について、いかなる保証も行わない。また、利用者がその情報を利用する場合についても、同様とする。
 - 本サービスの変更によって生じた利用者の活動に関する損害及び逸失利益について、利用者が責任を負うものとし、当社は一切の責任を負わない。また、オープンAIによるChatGPTの仕様変更により、AIQooの動作・挙動が変更された場合においても、当社はその責任を負わず、利用者はその変更を了承するものとする。
 - 当社は、サービスの変更とは関係なく、セクションに関連するマネジメントレベルやシステム等に対して、当社の判断によりマネジメントを行うことがあるが、本サービスの内容を保証するものではない。
 - 利用者は、本サービスを利用料金を支払う対価として受領した場合、その利用を承諾し、理由の如何を問わず、中途解約・解除はできない。

第5条(権利の譲渡等の禁止)

- 利用者が及び当社は、相手方の事前の書面による承諾なく、利用契約上の地位及び利用契約に関する一切の権利義務を第三者に譲渡・承継し、または担保の目的に供してはならないものとする。
- 利用者は、第三者に対して、本サービスの全部または一部を利用させてはならないものとする。

第6条(知的財産権の帰属・使用)

- 利用者は、当社が本サービス提供の一環として作成または利用者に提供した文書、データ、図面その他一切の情報(以下「提供情報」という)に関する著作権、著作隣接権その他一切の知的財産権(利用者が変更、改変、修正を加えた場合も含む)が当社に帰属することを了承する。
- 利用者は、利用契約期間中および契約終了後も、当該知的財産権を有効に維持するために必要な措置を講じるものとする。
- 利用者が及び当社は、提供情報を自己の事業の範囲内で利用する場合を除き、当社の事前の書面による承諾なく、前項の知的財産権を使用し、または第三者に使用させてはならないものとする。

第7条(秘密保持)

- 利用者と当社は、相手方の事前の書面による承諾なく、相手方から開示を受けた秘密情報をいかなる第三者に対しても開示してはならない。また、本サービスの提供または利用以外の目的で使用してはならない。
- 前項の秘密情報とは、利用契約に関し、相手方から、口頭、文書、電磁的記録媒体、その他方法の如何を問わず開示された営業上、技術上の情報(当社が利用者に対して、本サービスに関して作成・提供したマニュアル、スクリプト、プログラムリストなどを含む)をいう。ただし、以下の情報はこの限りではない。
 - 当該情報の開示を受けた時点で既に公知であった情報
 - 当該情報の開示を受けた後、自己の責によらずに公知となった情報
 - 当該情報の開示を受ける前に、利用者自身で独自に開発または創作した情報
 - 相手方により開示された情報から独自に開発または創作した情報
 - 当該情報の開示を受けた後、特に秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に開示を受けた情報
- 利用者が及び当社は、相手方に対して法令の範囲で合理的な資料により証明できる情報を提供する場合には、開示に先立ち、相手方に対して、開示すること、その理由、および開示対象者を文書で通知する。また、開示に先立ち、開示対象者には秘密保持義務を負わせる。
- 利用者が及び当社は、秘密情報を適切に保護するため、善良な管理者の注意を払い、秘密情報の漏洩、不正使用、改変を防止するために必要な措置を講じる。
- 利用者が及び当社は、相手方の事前の書面による承諾を得た場合を除き、相手方から提供を受けた秘密情報を、本サービスの提供または利用を行うために必要な範囲内において複製ないし改変することができる。

- 利用者は、当社の事前の書面による承諾なく、第三者を本サービスに関する会議等に同席(WEB等での同席を含む)させたり、本サービス提供の一環として作成または提供した資料、報告書、営業ノウハウ等を第三者に開示してはならない。

第8条(解除)

- 利用者が及び当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告をしないで直ちに、相手方に対する通知をもって利用契約を解除することができる。
 - 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算手続開始の申立てをし、または申し立てられたとき
 - 振出した手形若しくは小切手または約手方が不渡りとなったとき
 - 支払いを停止したときまたは支払不能となったとき
 - 差押、仮差押、仮処分、競売、公売、取立て、租税滞納処分または清算処分の申立てを受けたとき
 - 資産状態または資金繰りが著しく悪化したとき
 - 解散、合併、重要な事業の譲渡または経営主体に重大な変更があったとき
 - 社会的信用を失い、業務を行うことが困難となったとき
- 利用者が及び当社は、相手方が利用契約に定める義務に違反し、相当の期間を定めて書面をもってその期間内に履行を催告したにもかかわらず、相手方がその期間内に履行しなかったとき、利用契約を解除することができる。
- 当社が前項に基づき利用契約を解除した場合でも、利用者は第3条第1項に定める当社に対する利用料金の支払い義務を免れないものとする。

第9条(期限の利益の喪失)

- 利用者が及び当社は、自身が第8条第1項各号のいずれかに該当した場合、または利用契約に基づく債務の履行を怠った場合、相手方からの催告を受けることなく直ちに期限の利益を失い、直ちに期限の到来していない債務も含め全ての債務を履行しなければならぬものとする。
- 利用者が及び当社は、前項の定めにより期限の利益を失った場合でも、本サービスに関して相手方に対して行った既存の債務を履行しなければならぬものとする。なお、第3条に定める利用者の当社に対する利用料金の支払い義務も免れないものとする。

第10条(延滞利息)

利用者が及び当社は、相手方に対する金銭債務の支払いを怠った場合には、支払い期限の翌日から支払日まで年14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

第11条(損害賠償)

利用者が及び当社は、相手方が利用契約に定める義務に違反した場合、または故意または過失により相手方に損害を与えた場合、相手方に対して損害賠償責任を負う。損害賠償には、弁護士費用その他訴訟費用を含む全ての費用を請求することができるものとする。

第12条(反社会的勢力の排除)

- 利用者が及び当社は、相手方に対して、次の各号に定める事項を表明し、保証するものとする。
 - 自身(その取締役、執行役またはこれらに準ずる者を含む。以下、本条において同じ。)が以下の各号に該当する者(以下「反社会的勢力」という。)ではないこと、及び、過去5年間に於いて反社会的勢力ではなかったこと。
 - 暴力団
 - 暴力団員
 - 暴力団構成員
 - 暴力団関係企業
 - 総会屋等
 - 社会運動等標ぼうゴロ
 - 特殊知能暴力集団等
 - その他前各号に準ずる者
 - 自身が反社会的勢力以下の各号のいずれかに該当する関係を有していないこと、及び、過去5年間に於いても有していなかったこと。
 - 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
 - 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係

- 自身、自社または第三者の不正の利益を図る目的として反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係
 - その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる関係(3) 自身または第三者を利用して、相手方に対して、以下の各号のいずれかに該当する行為をしないこと。
 - 暴力的要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に際して暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為
2. 利用者及び当社は、自身において、前項に反する事実を発見した場合、またはそのおそれがある事実が判明した場合には、直ちに相手方にその旨を通知しなければならない。
 3. 利用者及び当社が第1項または第2項に違反した場合、相手方は、催告その他何らの手続きを要することなく、利用契約を解除することができるものとする。

第13条(再契約)

1. 本サービスの契約期間中に利用者及び当社のいずれからも相手方に対する書面による契約終了の意思表示がない限り、利用契約は同内容の新たな契約として自動更新されるものとする。ただし、利用期間については、本サービスの利用期間満了日の翌日を始期とし、申込書の「契約期間」欄に記載された期間を終期とする。
2. 利用料金の支払方法については、利用期間の変更内容に伴い自動更新されるものとする。なお、利用者が新たな契約を締結するために契約内容を変更する場合は、別途協議により合意するものとする。

第14条(準拠法)

利用契約は、日本法に準拠して解釈し判断されるものとする。

第15条(管轄)

利用契約に関する訴訟は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条(協議)

利用契約についてのあらゆる事項または疑義が生じた事項については、利用者及び当社が相互の協議により誠意をもって解決するものとする。

第17条(存続条項)

利用契約終了後も、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第10条、第11条、第12条、第15条及び本条の規定は引き続き効力を有するものとする。

第18条(約款の変更)

1. 当社は、この約款の内容を、当社の判断に基づき、利用者に対する事前の予告なく変更することがある。この場合、変更された約款は変更の通知が利用者に到達した時点で効力を生じるものとする。変更後の内容の効力が生ずる日までに利用者が異議を申し出ない限り、変更内容が本サービスの利用者に適用されるものとする。利用者が異議を申し出た場合、当社は別途定める方法により利用契約を解約することができるものとする。
2. 前項の通知日から1週間以内に利用者が異議を申し出て解約手続を申し立てなかった場合、利用者は、変更内容を承諾したものとみなされるものとする。
3. 利用者は、前項の期間内に書面により異議を申し立てた場合、当社に対して、当社が別途定める方法により利用契約を解約することができるものとする。

第19条(分離可能性)

本約款のいずれかの一部が無効、違法、その他何らかの理由により強制力を持たないと判断された場合でも、他の条項及びその効力に基づく権利義務には影響を及ぼさないものとする。

第20条(完全合意)

この約款の内容は、利用契約が成立以前のもの、または利用契約と同時に存在する、利用者と当社との間の書面または当社との間の一切の通知、連絡または合意に優先するものとする。利用者とは、書面によりこの約款の規定を排除する旨の合意をした場合にはこの限りではない。